

赤穂市アフタースクール 入所のしおり



赤穂市教育委員会



赤穂市アフタースクール入所基準

赤穂市アフタースクールは、保護者等が就労や疾病等のため昼間不在となるため、放課後児童を保育できる者が不在となる場合に利用できます。

	該 当 す る 項 目	必 要 な 書 類
1	保護者等が昼間、居宅外で働いている (居宅外労働)	勤務（内定）証明書 ※勤務先に作成してもらってください。
2	保護者等が昼間、居宅内で自営業、農業 等家事以外の仕事をしている (居宅内労働)	確認書 ※民生委員等に確認をしてもらってください。
3	保護者等が病気又は負傷している。精神 又は身体に障がいがある	診断書又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳、居宅介護支援計画書の写し ※各種障害者手帳の場合、記載内容に応じて、追加 で診断書の提出をお願いすることがあります。
4	長期にわたり病気の同居等の親族や、精 神又は身体に障がいのある同居等の親 族を常時介護している	確認書 (該当者の診断書又は身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、居宅介護支援計画書等の 写し) ※各種障害者手帳の場合、記載内容に応じて、追加 で診断書の提出をお願いすることがあります。
5	その他の理由により保護できない	内容に応じて書類の提出をお願いします。

アフタースクールとは

保護者の就労や疾病等の理由により、放課後保護者が家庭で保育することができない家庭の児童に「あそび」「生活」の場を提供し、児童の健全育成を推進する事業です。

○対象児童

赤穂市立小学校に在籍する児童のうち、保護者等が昼間「赤穂市アフタースクール入所基準」に該当する事由により不在となるため、家庭での保育を受けることができない児童

○実施施設

学校名	名称	電話・FAX	所在地
赤穂	赤穂アフタースクール	42-9972	赤穂小学校内（2クラス）
城西	城西アフタースクール	43-8020	城西小学校西隣 （城西町49）（2クラス）
塩屋	塩屋アフタースクール	42-9928	塩屋小学校内（2クラス）
赤穂西	赤穂西アフタースクール	42-1208	赤穂西小学校内（1クラス）
尾崎	尾崎アフタースクール	42-9228	尾崎小学校敷地内・ 尾崎小学校内（2クラス）
御崎	御崎アフタースクール	45-7145	御崎小学校敷地内（1クラス）
坂越	坂越アフタースクール	48-8505	坂越小学校内（1クラス）
高雄	高雄アフタースクール	48-1991	高雄小学校敷地内（1クラス）
有年・原	有年アフタースクール	49-3610	有年小学校内（1クラス）

○定員・指導員

定員は1クラスあたり概ね40人です。

指導員は2名体制を基本として対応します。

○保育料

月額6,000円（8月は13,000円）

※金額は予定です。変更になる場合があります。

利用した月の翌月5日頃に届け出の金融機関から引き落としします。

利用予定月に休（退）所する場合、前月末までに休（退）所届を提出してください。届け出がない場合、保育料が引き落とされることがあります。

※残高不足等により引き落とし不能とならないよう注意してください。

※日割り計算は行いません。

●保育料減免について

要保護・準要保護世帯は、申請により保育料の一部または全部の減免を受けることができます。該当者は申請書を提出してください（該当しない人は提出する必要はありません）。なお、減免の要件に該当しなくなった場合、該当日に遡って保育料を納めていただくことがあります。また、申請された場合でも該当しないことがあります。申請書は入所決定にあわせて送付します。

○おやつ代・教材費について

おやつ代、教材費は保育料に含んでいません。アフタースクールごとに金額等を設定し、集金袋で徴収します。また、各アフタースクールで徴収するおやつ代に土曜日のおやつ代は含んでいないため、土曜日に利用する人は各自おやつを持たせてください。

○実施日・時間

月～金曜日、土曜日・長期休業中・学校の振替休業日など

※土曜日は、利用者の状況に応じて、開設場所を調整します。市内全域の利用者を集約して開設する場合がありますため、普段利用しているアフタースクールと異なる場所での預かりとなる場合があります。

時間など	月～金曜日	土曜日・長期休業中・振替休業日など
午前8時 正午		開所 宿題・あそび 片付け 昼食 自由活動
授業終了後 (放課後子ども教室終了後)	開所	
	おやつ・宿題・ あそび・自由活動 片付け	おやつ・宿題・ あそび・自由活動 片付け
午後6時	閉所	閉所

※時間は目安です。授業終了時間などによって変動します。

アフタースクール休所日：日曜日・国民の祝日（振替休日含む）・年末年始（12月29日～1月3日）・夏季休業中の学校閉鎖期間・3月31日（休日の場合は3月30日）・その他教育委員会が必要と認めた日

○送迎について

送迎は児童の安全上、保護者等の責任で行ってください（18歳未満の兄弟の送迎は認めません）。また、アフタースクールから塾など習い事へ直接行く場合、児童一人で行かせないでください。

お迎えは保護者の勤務終了次第、速やかにお願いします。

土曜日・長期休暇中・学校の振替休業日のアフタースクールへの送りは保護者の責任で行ってください。

※児童の安全上、必ず守ってください。守れない場合、退所していただくことがあります。

○欠席・休所について

アフタースクールを欠席する場合、学校への連絡とは別に必ず連絡してください。あらかじめ欠席することがわかっている場合は連絡ノートで連絡してください。

急な欠席や学校を早退した場合、電話・FAXで連絡してください（留守番電話対応）。

学校からアフタースクールへの連絡はありません。保護者の責任で連絡し、無断欠席とならないように注意してください。

保護者の勤務がない日は、家庭で保育をお願いします。

・気象警報が発令された場合

①学校が休校となった場合、アフタースクールも休所します。

②土曜日・長期休業中・学校の振替休業日も午前7時に赤穂市・相生市・上郡町に気象警報が発令されている場合は休所します。

③登校後、警報が発令され下校となった場合、アフタースクールも休所します。

④アフタースクール開所後に警報が発令された場合、速やかにお迎えをお願いします。

・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等感染症について

①学校が休校の場合、アフタースクールも休所します。

②学年閉鎖・学級閉鎖の場合、該当の学年・学級の児童は利用できません。

③同居の家族等が発熱し学校を欠席した場合や、同居の家族等がPCR検査等を実施し学校を欠席した場合は、検査結果が出るまでの間、お休みいただくようお願いします。

○健康管理について

病気で学校を欠席した場合、アフタースクールも必ず休んでください。

食物アレルギーなどがある場合、必ずお知らせください。

事故が発生した場合、加入している保険の範囲内で補償します。

○宿題について

宿題の時間をとりますが、学習塾ではありませんので、内容の確認は家庭で行ってください。また、本読み、計算カード、九九なども家庭で行ってください。

○昼食について

給食のない日・長期休業中・学校の振替休業日は、お弁当を持たせてください。

○水筒の持参について

利用日は毎日持たせてください。夏季休業中等は特に、水筒を2本持たせるなど不足しないように工夫してください。必要に応じて、実費をいただく場合があります。

○家庭との連絡について

連絡ノートで連絡事項や子どもたちの様子をお知らせします。
家庭での記入の有無に関わらず、利用日は必ず持たせてください。

○入所許可の取り消し

入所を許可された場合でも次に該当する場合、入所の許可を取り消す場合があります。

- ①入所要件に該当しなくなった場合（放課後、保護者等が在宅している等）
- ②申込内容等の手続きに偽りがあった場合
- ③支援員等の指示に従わない場合
- ④保育料が3カ月以上未納となった場合
- ⑤その他、アフタースクールの管理運営上支障があると認められる場合

○登録内容の変更について

住所・氏名・電話番号等登録内容に変更があった場合、速やかに届け出てください。保育料引き落とし口座の名義が変更になり、引き落とし不能とならないように注意してください。
変更届や休（退）所届の様式はホームページに掲載しています。

○その他

しおりに記載していること以外にもアフタースクールごとに決まりごとがあります。
詳しくは、入所するアフタースクールにお問い合わせください。

○問い合わせ先

赤穂市教育委員会 生涯学習課
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
電話：0791-43-6858 Fax：0791-43-6895